

日本共産党を代表して議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案63号亀山市幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第65号亀山市保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について、議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案に反対の立場で討論します。

まず、議案第60号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について会計年度任用職員制度に関する2議案についてです。

この議案は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、報酬や期末手当の支給などに関する条例の制定とこれに関連する条例の整備について定めるものです。

この議案に反対する理由は、会計年度任用職員制度の導入が、不安定、低賃金な非常勤職員が増え続けていることを当たり前のことされ、本来正規職員が必要な部署

で定数を増やし、非常勤職員を減らすことにはならないことです。これでは「常勤を任用の基本とする」という法の原則が踏みにじられます。

期末手当の支給など待遇改善も含まれていますが、非正規職員が半数に達するという亀山市の異常な職員体制をそのままにしたこの制度の導入には反対するものです。

次に、議案63号亀山市幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第65号亀山市保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正の3議案についてです。

この三つの議案はすべて幼児教育保育の無償化に関連するものなので、合わせて反対の立場で討論します。

今回の無償化は消費税増税を前提としています。消費税はとりわけ低所得の子育て世帯にとって重い負担となりますので無償化の財源とするべきではありません。

また幼児教育・保育の課題は最低基準を引き上げて保育環境の質の向上をはかること、特に保育士の処遇改善、待機児童対策として認可保育所を増やすことは喫緊の課題でした。それら重要な課題を放置したまま中途半端な無償化を進めることは問題です。

保育の一環である給食副食費の実費徴収など数々の問題を抱えるこの制度そのものに反対であることが3議案に反対する基本的な理由です。

また、議案第64号は、議案質疑でも指摘しましたが、特に認可外保育施設について、指導監督基準を満たしていなくても5年の経過措置をもうけ無償化の対象とすることになっています。

現在市内の認可外施設が基準を満たしているかどうかもわからないことなど、市は保育の質を守る責任を放棄したと言わざるを得ません。指導監督基準は厳しい基準ではなく命を守るぎりぎりの基準です。条例で基準を守らせ、守らない施設は無償化から外す。これくらいは市の責任でなされるべきです。

良質な保育・教育をすべての子どもたちに無償で提供することは、こどもの成長、発達の権利保障として大切なことですが、保育の質をここまで置き去りにした条例には反対するものです。

最後に議案第73号平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第74号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の2議案についてです。

まず、一般会計決算です。

2018年3月議会の予算の審議の際に「目玉となる施策は何か」と問われた櫻井市長は「大規模事業や新たに取り組むものとして、1つ目に亀山駅周辺の再生に向けた取り組み」をあげ、「2つ目に子育て支援の充実を」あげています。

ところがこの「目玉となる施策」である亀山駅周辺整備事業の決算は、予算の執行率が10.2%と異常に低

く、14億円もの予算を今年度に繰り越しました。そして現在までにこの繰り越した予算も2.4%しか執行ができておらず、最も重要な施策がほとんど進んでいない状態になっています。

櫻井市長は予算決算委員会で、決算の評価を問われましたが、この事業について全く触れませんでした。評価できない事業であることを認めたことにほかなりません。

また認定こども園の事業は、予算こそ計上されていませんが、地域の住民の理解が得られない上、周辺道路の拡幅問題で困難な事態になり、施策評価シートで「C」判定となり、市も進んでいないことを認めています。

さらに、老朽化しているのに建て替え計画もない保育事業やみんなで食べる給食を実施することを決めながら未だに検討のみの中学校給食事業などもう一つの「目玉となる施策」である子育て支援の充実もできていません。

以上の通り、当初予算で最重点と掲げた二つの施策がこのような実態では、とても評価できる決算とはいえず、反対する一番の理由です。

また、市民生活は介護保険料の値上げなど負担増が続く中、働く人の賃金は実質で低下し、年金の削減も続くなど厳しさが増えています。このことは市が実施した子どもの貧困の実態調査や就学援助の受給者の更なる増加などに現れています。ところがこの決算では、こうした貧困と格差の拡大への十分な対策がされていません。これが反対する第二の理由です。

その他、県内でトップといわれる職員の非正規率が変わっていないこと、リニア駅誘致の費用対効果が示されないまま積み続けられるリニア基金など市民の命と暮らしを守る上で問題のある決算があることが反対する第三の理由です。

以上の通り、市民の命と暮らしを守り市民要求を実現する立場から見て、問題のある決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険事業会計決算です。

平成 30 年度決算は県単位化となり初めての決算です。被保険者数の減で保険税収入が見込みより少なく一般会計からの法定外繰り入れを 5487 万 3 千円入れても歳入歳出差引額は 2075 万 8 千円と、返還金で消えてしまう程度のわずかな黒字でした。

人間ドックの定員を倍加したり糖尿病性腎症重症化予防への取り組みなど評価するものですが、私どもが当初予算に反対した一番の理由であり国保の構造的な問題とされている、「高くて払えない国保税」にはなんら対策されませんでした。総括質疑で明らかになったように、国保世帯の所得は 200 万円以下が 77.4%を占めるといふ大変厳しいものであり「高くて払えない国保税」という現実が変わりはありません。

よってこの決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め討論とします。